

## 知事の給料及び期末手当の減額等について

平成29年9月13日  
人 事 課

### 1 知事の給料及び期末手当の減額（案）

- (1) 知事の給料については、就任時から経済状況に鑑み100分の20に相当する額を減じているが、平成29年10月11日から平成30年1月10日までの3か月間、支給しないこととする。

給料月額	現行の給料月額	減額	減額計(※)
1,210,000円	968,000円	968,000円	2,932,696円

※平成29年10月及び平成30年1月分の給料については日割計算することとなるため、端数が生じる。

- (2) 知事の期末手当についても、給料と同様に100分の20に相当する額を減じているが、平成29年12月期については支給しないこととする。

期末手当額	現行の期末手当額	減額
2,675,612円	2,140,490円	2,140,490円

- (3) 給料及び期末手当の減額計

給料の減額計	期末手当の減額	減額計
2,932,696円	2,140,490円	5,073,186円

### 2 副知事の給料の自主返納

現在100分の15に相当する額を減じている副知事の給料のうち、平成29年10月から11月までの給料について、さらに、堀井副知事は100分の30に相当する額を、中島副知事は100分の10に相当する額を返納する旨の申し出があり、その意に添った取扱いをする。

	給料月額	現行の給料月額	返納額	返納後の給料月額
堀井副知事	930,000円	790,500円	237,150円	553,350円
中島副知事	930,000円	790,500円	79,050円	711,450円

## 職員の処分について

平成29年9月13日  
人 事 課

## 1 事案の概要

観光文化スポーツ部長並びに産業労働部長は、県内が記録的大雨に見舞われた平成29年7月22日において、知事を含めた7名で宮城県加美町にゴルフ旅行に出掛けた際、知事と共にありながら、秋田県内の気象情報を収集することをせず、22日夜に知事が翌日早朝に秋田県に戻ることを知った際も、大雨による被害状況を把握することを怠り、知事に対し早期に秋田県に戻る進言もしなかった。

このことは、危機管理意識の欠如とともに、部長としての職責を果たしていないと言わざるを得ず、管理職としての職責や社会的影響の甚大さを考慮すると、県に対する県民の信用を大きく失墜させた行為として責任は極めて重大である。

## 2 処分内容（発令 平成29年9月13日）

観光文化スポーツ部長	草薙 作博	58歳 男	減給10分の2	2月
産業労働部長	水澤 聡	58歳 男	減給10分の2	2月